

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>岐阜県内で活躍するロールモデルとして県が登録した「岐阜で活躍する女性」等と県内在住・在勤の女性や大学生等との交流会を開催し、女性自身のライフプランやキャリア形成について考える機会を提供する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>(公募型プロポーザル方式)</p> <p>本事業を効果的に実施するためには、対象者が強く関心を抱くような充実した交流会の企画、事業関係者との各種連絡調整、当日のスムーズな運営、効果的な広報の実施などが必要となる。</p> <p>これには高度で専門的な知識、創造性、企画力及びノウハウを必要とすることから、公募により具体的な提案を受け、最も効率的、効果的に事業を運営できる事業者を選定し委託する必要があるため。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>株式会社ADベイスは、令和8年3月19日に開催した「ぎふウーマンコネクト事業運営業務委託プロポーザル評価会議」において、最優秀提案者として選定された者である。その後、株式会社ADベイスと協議を行い、委託業務に係る仕様書を確定した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。